

ID: 107

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	利用の中止又は取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則 第10条		
例 規 番 号	平成12年 規則第18号		
<p>【根拠条文】 (利用の制限) 第十条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の中止又は取り消しをすることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 伝染性疾患にり患した者</li> <li>二 疾病又は負傷のため入院治療が必要と認められる者</li> <li>三 その他、町長が適当でないとした者</li> </ul> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日